

関係事業主 殿

〔登録番号:95号 有効期間:令和6年3月30日〕

長野労働局長登録教習機関（一社）長野県労働基準協会連合会
（一社）大町労働基準協会
各労働基準協会

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

開催のご案内

事業者は、特定化学物質（労働安全衛生法施行令別表第三に掲げるもの。）を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く）及び四アルキル鉛等業務（同施行令別表第五に掲げるもの。四アルキル鉛を用いて研究を行う業務を除く。）に係わる作業については、標記の技能講習を修了した者のうちから「特定化学物質作業主任者」又は「四アルキル鉛等作業主任者」を選任し、その者に、作業方法の決定や作業者の指揮等の職務を行わせなければならないこととされています。（労働安全衛生法第14条）また、「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから労働安全衛生法施行令、特化則の改正により「特定化学物質作業主任者」の選任が必要な業務に加えられました。（追加業務に係る選任義務：令和4年4月1日～）

長野労働局長登録教習機関であります当連合会では、標記の講習を下記により開催いたしますので、関係者が是非この機会に資格を取得されますようご案内申し上げます。

記

1. 講習の日時・会場・締切日・定員 ※初日は9時25分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和2年11月19日(木)・20日(金)	1日目は9時10分から、2日目は8時40分から受付をいたします。
会場	サン・アルプス大町 大町市大町1601-2	
締切日	令和2年11月2日(月)	締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきますが、定員に満たない場合は、締切日以後も受付しますので、各労働基準協会へお問い合わせ下さい。なお、11月13日(金)以降の申込みの場合は修了証が郵送となりますので404円切手貼付の封筒をご用意ください。
定員	60名	

2. 申込方法

- (1) 申込先 (一社)大町労働基準協会あるいは最寄りの労働基準協会
(2) 提出書類 (下記の2点を申込時に必ず提出して下さい)

①受講申込書	受講料及びテキスト代を添えてお願いします。 (労働基準協会会員事業場のテキスト代は不要です。)
② 写真1枚 (申込書貼付) 縦3cm、横2.5cm裏面に氏名明記 修了証に使用します	正面、脱帽、 <u>上三分身（胸から上）（顔がサイズ画面いっぱいのもの又は、はみ出したものは受付いたしません。）</u> 、背景無地、鮮明で傷のないもの、 <u>デジタルカメラで写した場合は専用の印画紙を使用した写真に限り</u> ます。

3. 受講料 (消費税含む)

1名 10,170円

4. テキスト代 (消費税含む) (労働基準協会会員事業場は不要)

1冊 1,980円

※テキスト代は価格改訂される場合があります。

5. 修了証

所定の時間を受講した方に対して試験を行い、合格者には2日目の修了式で修了証を交付します。

なお、11月13日(金)以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった合格者の方には修了式で合格証をお渡しし、修了証は後日郵送いたします。(郵送代404円ご負担下さい。)

6. 受講上等の留意事項

- (1) 筆記用具（鉛筆、消しゴム）を携行して下さい。
- (2) 申込み受付後の取消しは、11月12日までとし、その後の取消し及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含み下さい。（労働基準協会会員事業場の方は、テキストのお渡しと、受講料の返還をいたしません。）

7. 講習科目・時間・講師

月日	講 習 科 目	時 間	講 師
11 ／ 19	オリエンテーション	9:25～	
	関係法令	9:30～12:00	宮坂労働衛生コンサルタント事務所 所 長 労働衛生コンサルタント 宮 坂 誠 氏
	特定化学物質および四アルキル鉛等による障害とその予防措置に関する知識	13:00～17:00	村山内科医院 医 師 沖 野 知 範 氏
11 ／ 20	作業環境の改善方法および労働衛生保護具に関する知識	9:00～12:00 12:45～15:45	(一社)長野県労働基準協会連合会環境測定部参与 労働安全・衛生コンサルタント 桜 井 優
	修了試験	15:45～16:45	
	修了式	16:45～	

都合によりカリキュラム及び講師が変更となることもあります。昼休みは、19日は12時から13時、20日は12時から12時45分です。

8. 助成金制度を活用される皆様へ

本講習は「人材開発支援助成金」が受けられる場合がありますが、管轄する都道府県労働局へ訓練実施計画届を訓練開始1ヶ月前迄に提出することが必要となります。

詳細につきましては

長野労働局職業安定部職業対策課（TEL 026-226-0866）までお問い合わせください。

助成金受給申請時に必要な受講証明につきましては、会場に持参、若しくは受講終了後申請書をお送り頂ければ押印の上返送いたします。なお、持参、郵送ともに84円切手貼付の返信用封筒を申請書と併せてご用意ください。（注：必要事項の記載のないものは証明できませんのでご留意下さい）

9. そ の 他

- (1) 昼食は各自ご用意下さい。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となる場合があります。また、各自マスクをご用意下さい。
- (3) 会場の案内図は、受講票の裏面に掲載してありますので参考にして下さい。

注) 特別有機溶剤の扱いについて

クロロホルムほか9物質（【注】参照）については、平成26年11月1日から適用される規則が特定化学物質障害予防規則に変更されていますが、作業主任者を選任する場合には有機溶剤作業主任者技能講習修了者のうちから特定化学物質作業主任者を選任しなければなりませんのでご注意ください。

なお、平成25年に施行された改正特定化学物質障害予防規則により、以下の2業務についてもクロロホルム等と同様に有機溶剤作業主任者技能講習の修了者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりませんので、ご注意ください。

① エチルベンゼン等に係る塗装の業務

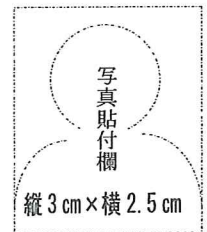
（平成25年1月1日施行、平成27年1月1日から義務化）

② 1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務

（平成25年10月1日施行、平成26年10月1日から義務化）

【注】クロロホルム・1,4-ジオキサン・ジクロロメタン・1,1,2,2-テトラクロロエタン・トリクロロエチレン・四塩化炭素・1,2-ジクロロエタン・スチレン・テトラクロロエチレン・メチルイソブチルケトン

留意事項	1. 申込書及び受講票の受講者氏名欄へ記入して下さい。 ※欄は記入しないこと。 太線内は、修了証の記載事項になりますので、特に正確に記入して下さい。
	2. 個人で申し込まれる方は申し込み確認のため事業主職氏名欄に署名をして、現住所 枠の下段に日中連絡の取れる電話番号をご記入下さい。



11月19日・20日 大町市会場

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習受講申込書

※受付時に申込書と写真を必ず提出してください。

申し込み前に写真の再確認をお願いします。

☐ 顔が大きすぎませんか☐ 背景が無地ですか☐ 鮮明で傷はありませんか

フリガナ			※協会名	※受講 No.
氏名 正しい字体で記入して下さい				
生年月日	昭和・平成	年	月	日
現住所 〒番号必須 (団地、アパート名は不要)	〒		都・道・府・県	
(日中連絡がとれる電話番号) ※個人で受講される方のみご記入ください。		更 埴		
上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日		労働基準協会 会員関係		
事業場所在地 事業場名 事業主職氏名		加入されている労働基準協会名を【 】内に必ずご記入下さい。 加入されていない場合は会員外に○をご記入下さい。 【 】 労働基準協会・会員外		
事業場所在地 事業場名 事業主職氏名		取り扱う物質 (該当を○で囲んで下さい)		
事業場所在地 事業場名 事業主職氏名		特定化学物質・四アルキル鉛		
事業場所在地 事業場名 事業主職氏名		TEL () FAX ()		

(一社) 長野県労働基準協会連合会長 殿

ご記入いただきました個人情報につきましては、労働安全衛生関係法令に基づき、講習修了の履歴、修了証の発行等を行うもので、個人情報保護法により、目的以外に使用すること、第三者への提供等は禁止されております。個人情報は当連合会が責任を持って厳重に管理しております。

協会使用欄	受講料	テキスト代	領収月日	領収者	受講番号
	¥10,170—	¥1,980— ㊤× ㊤入	/		

受講者氏名を記入し、切り取らないで下さい。

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習受講票

※初日は9時25分からオリエンテーションを行います

※協会名	※受講 No.	受講者氏名	講習月日 R2年11月19日(木)・20日(金)
更 埴			※開講時間が両日とも異なりますのでご注意下さい。
			講習会場 サン・アルプス大町

※1日目は9時10分から、2日目は8時40分からこの

受講票を提示して受付を済ませて下さい。

※席は指定席ですので、開講5分前までに協会名・受講No.

と同じNo.の席へお掛け下さい。

※会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となる場合があります。

また、各自マスクをご用意下さい。

※テキスト	※	※	※
不要	当日	11 /	11 /
		19	20

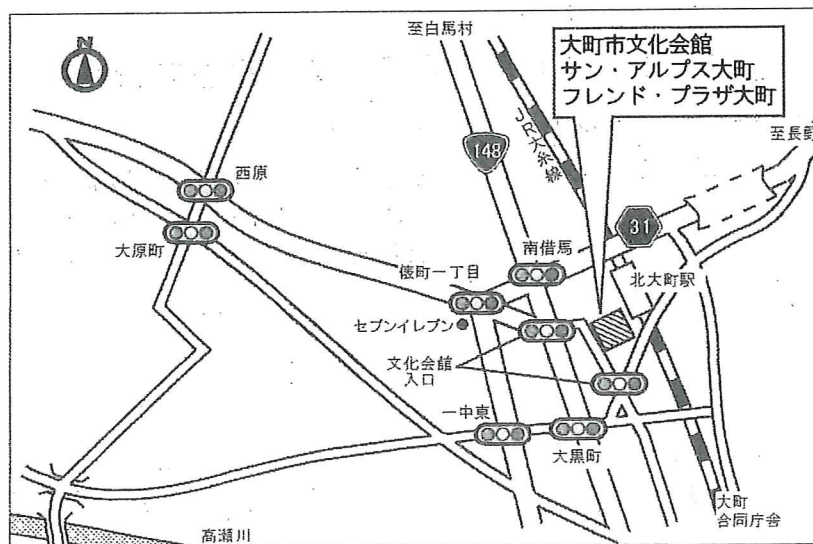
修了証の交付： 当日 ・ 後日

各地区労働基準協会所在地【講習の申込みは最寄りの労働基準協会へ】

労働基準協会名	所在地	TEL・FAX
(一社) 松本労働基準協会	〒390-0851 松本市島内 3427-51	0263-40-3600・48-1388
(一社) 長野労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-227-0235・227-1494
(一社) 諏訪労働基準協会	〒394-0021 岡谷市郷田1丁目4-11 岡谷商工会館 3階301号室	0266-22-2032・22-2067
(一社) 上小労働基準協会	〒386-0025 上田市天神 2-4-55	0268-23-2500・23-2507
(一社) 飯田労働基準協会	〒395-0063 飯田市羽場町 3丁目2-4	0265-22-6246・22-6248
(一社) 中野労働基準協会	〒383-0013 中野市大字中野 1863-1	0269-22-2255・23-0729
(一社) 佐久労働基準協会	〒384-0017 小諸市三和 1-4-7	0267-22-3841・25-1008
(一社) 伊那労働基準協会	〒396-0015 伊那市中央 5083-1	0265-76-6666・72-5855
(一社) 更埴労働基準協会	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96	026-292-0400・293-0403
(一社) 大町労働基準協会	〒398-0002 大町市大町 6713-3	0261-22-0774・23-3601

(一社)長野県労働基準協会 連 合 会	〒380-0918 長野市アークス 2-3 ホームページ http://www.naganoroukiren.or.jp	026-223-0280・223-0277
------------------------	---	-----------------------

会場案内図



サン・アルプス大町

会場所在地:
大町市大町 1601-2

(一社)大町労働基準協会
携帯番号 090-1606-1631